

令和 4 年 3 月 2 5 日

営 業 許 可 書

営業者住所 東京都渋谷区渋谷二丁目 1 2 番 9 号
エスティ青山ビル 7 F

営業者氏名 株式会社 K i n g s K n o w

(法人の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)

令和 4 年 3 月 2 2 日付けで申請のあつた営業については、食品衛生法第 5 5 条 の規定により下記のように許可します。

港区みなと保健所長 太田 留奈

記

1 営業所所在地 (営業地) 東京都港区新橋三丁目 8 番 8 号
リバティ新橋 1 階

2 営業所の名称、
屋号又は商号 串だおれ 新橋一号店

3 許可事項

0000099207

営 業 の 種 類	許 可 番 号	許 可 の 条 件
飲食店営業	3港み生食営第3722号	

本許可の効力は 令和 4 年 3 月 2 5 日 から
令和 1 0 年 3 月 3 1 日 までとします。

この決定についての審査請求及び訴訟の提起については、裏面「教示」のとおりです。

- 注意
- 本書に記載の許可期限満了後、なお引き続き営業の意思のある方は、許可期限満了の約 1 か月前に許可更新申請書を忘れず提出してください。
 - 申請の際の検査において、食品衛生法施行条例第 3 条の基準に合致しない場合は、許可されません。